

各発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者補佐の取扱い・運用について（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（国不建第176号、令和2年9月30日）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項として「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされています。このことから、県発注工事における特例監理技術者の取扱いを、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い・運用について（通知）」（令和3年3月23日付け県土第03-225号）により運用しているところですが、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」の改正に伴い、下記のとおり定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い、令和3年3月23日付け県土第03-225号は令和6年6月30日をもって廃止します。

記

1. 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。なお、これ以外に必要な要件がある場合は、発注機関の長が定めることとする。
 - (1) 予定価格が3億円未満の工事であること。
 - (2) 工事の技術的難度が高い工事でないこと。なお、技術的難度が高い工事とは、施工工法、施工条件、周辺環境の調整などを考慮し、発注機関にて決定すること。
 - (3) 兼務できる工事数は2件までであること。
 - (4) 低入札工事でないこと。
 - (5) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - (6) 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、同一建設事務所管内であること。
 - (7) 公共工事であること。県発注工事に限らず、国・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。

- (8) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (9) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (10) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (12) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (13) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (14) 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

2. 特例監理技術者を配置する場合、次の点に留意する。

- (1) 特記仕様書の「特例監理技術者の設置」の欄に建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用することを記載するとともに、追加特記仕様書にて入札参加者に対して条件を明示すること。（別紙1）

また、入札公告文（別表）で定める技術者の配置可否確認時期に特例監理技術者等の配置条件を確認すること。

開札時の場合

入札参加者から、企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書（様式第2-1号）に加えて、特例監理技術者等の配置要件を確認できる書類（特例監理技術者配置予定届出書（様式第2-2号））（別紙2）を提出させて確認をすること。

契約時の場合

落札候補者から、特例監理技術者等の配置要件を確認できる書類（契約時における特例監理技術者チェックリスト）（別紙3）を提出させて確認をすること。チェックリストの確認事項が満足している場合は、現場代理人等通知書・施工計画書・コリンズ等を提出させること。

- (2) 稼働中の工事については、受注者から特例監理技術者の配置について申し出があった場合には、「特例監理技術者等にかかるチェックリスト」（別紙3）を提出させて確認をすること。チェックリストの確認事項が満足している場合は、現場代理人等通知書・施工計画書・コリンズ等の変更を行うこと。
- (3) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。
- (4) 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術

者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。

3. その他

専任の主任技術者の兼務については、監理技術者制度運用マニュアルにおいて「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用」とされているが、本県発注工事では専任の主任技術者の兼務を認めていない。

本通知の取扱いについては、令和6年7月1日以降起案にかかるものから適用します。

事務担当 建設業課入札制度班
電話059-224-2723

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明示項目	明示事項	条件及び内容
不当介入を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	<input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 特例監理技術者の設置	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書【特例監理技術者等の配置】に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

追加特記仕様書 特例監理技術者等の配置

- 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - 監理技術者補佐は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - 低入札工事でないこと。
 - 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - 特例監理技術者が兼務する工事は、同一建設事務所管内の工事であること。
 - 公共工事であること。県発注工事に限らず、国・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等通知書に加えて、（9）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
- 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

(様式第2-2号) 特例監理技術者配置予定届出書

入札参加申請対象工事名：
商号又は名称及び代表者氏名：

※以下は、(様式第2-1号) 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書において、配置予定技術者を特例監理技術者としている場合に記載してください。

1. 配置予定技術者(特例監理技術者および監理技術者補佐)					
氏名・資格等			配置予定技術者① 特例監理技術者	配置予定技術者② 監理技術者補佐	
	氏名				
	国家資格等	資格名称			
		取得年月日			
	監理技術者	資格者証交付年月日			
講習終了年月日					

2. 兼務する工事概要等		
兼務する工事	工事名	
	発注機関名	
	発注業種	
	工事場所	
	契約金額	
	契約工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	工事概要	
	低入札対象工事の有無	有 ・ 無
緊急性のある工事の有無	有 ・ 無	

3. 業務分担、連絡体制等(別紙可)		
業務分担・連絡体制	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。	※特例監理技術者が担う業務分担等を記載すること
	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること	※連絡体制を記載すること
	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること	※監理技術者補佐が担う業務分担等を記載すること

(別記様式) 契約時における特例監理技術者チェックリスト

(令和3年4月1日以降適用)

(工事番号)

(工事名)

1. 配置予定技術者の氏名及び生年月日等

	項目	記入欄
特例 監理 技術者	1) 特例監理技術者の氏名及び生年月日 (注1)	
	2) 保有資格 (注2)	
	3) 入社年月日 (注3)	
	4) 工事現場の現場代理人(兼務する工事も含む) であることの有無 (注4-1)	有 ・ 無
	5) 建設業法上の営業所の専任技術者又は建設業 法上の経営業務の管理責任者であることの有 無 (注5)	有 ・ 無
監理 技術者 補佐	1) 監理技術者補佐の氏名及び生年月日 (注1)	
	2) 保有資格 (注2)	
	3) 入社年月日 (注3)	
	4) 他工事において工事現場の現場代理人・主任 技術者等であることの有無 (注4-2)	有 ・ 無
	5) 建設業法上の営業所の専任技術者又は建設業 法上の経営業務の管理責任者であることの有 無 (注5)	有 ・ 無

2. 兼務する工事

	項目	記入欄
兼務する工事 (注6)	1) 発注者名	〇〇〇
	2) 工事名	〇〇〇
	3) 請負金額	〇〇〇
	4) 契約工期	〇〇〇
	5) 施工箇所	〇〇〇
	6) 低入札対象工事であることの有無 (注7)	有 ・ 無
	7) 緊急性の工事であることの有無 (注8)	有 ・ 無

3. 業務分担、連絡体制

	項目	記入欄
業務分担、 連絡体制 (注9)	1) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。	可 ・ 不可
	2) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	可 ・ 不可
	3) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること	可 ・ 不可

上記内容については、事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は商号及び

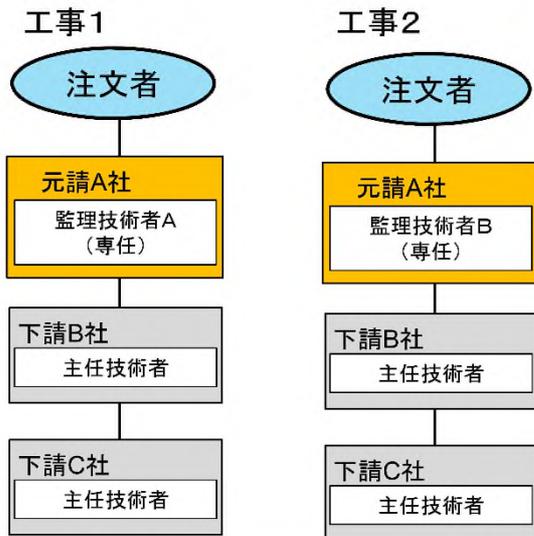
代表者 職氏名

技術者 氏名

(参考) 建設業法 26 条第 3 項ただし書の規定

【改正前】

・建設工事の請負代金額が 4000 万円(建築一式工事にあつては 8000 万円)以上で、下請代金額の合計が 4500 万円(建築一式工事にあつては 7000 万円)以上の場合については、監理技術者は現場に専任でなければならない。



【改正後】

・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任でおいた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)

